



平成 29 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 広 島 銀 行
代 表 者 名 取 締 役 頭 取 池 田 晃 治
(コード番号 8379 東証第1部)
問 合 せ 先 執 行 役 員 総 合 企 画 部 長 尾 木 朗
(TEL 082-247-5151)

単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更に関するお知らせ

当行は、平成29年5月10日開催の取締役会において、単元株式数の変更及び定款一部変更について決議するとともに、平成29年6月28日開催予定の第106期定時株主総会に株式併合について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所が、全ての国内上場会社の単元株式数(売買単位)を100株に統一する期限を平成30年10月1日に定めましたことから、これに対応するものです。

(2) 変更の内容

普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成29年10月1日

(4) 変更の条件

平成29年6月28日開催予定の第106期定時株主総会において、後記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」のとおり、単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、投資単位を全国証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準(5万円以上50万円未満)に調整することを目的として、株式併合(2株を1株に併合)を実施することといたしました。

なお、本単元株式数変更及び本株式併合に伴い、当行株式の投資単位は従前に比して5分の1の水準となります。

(2) 併合の内容

併合する株式の種類 普通株式
併合の割合 平成29年10月1日をもって、平成29年9月30日（実質上9月29日）の最終の株主名簿に記録された株主様のご所有株式数2株につき1株の割合で併合いたします。

併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成29年3月31日現在）	625,266,342 株
併合により減少する株式数	312,633,171 株
併合後の発行済株式総数	312,633,171 株

(注) 「併合により減少する株式数」及び「併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数及び併合の割合に基づき算出した理論値です。

株式併合による影響

本株式併合により、普通株式に係る発行済株式総数は2分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、普通株式1株当たり純資産額は2倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当行株式の資産価値に変動はありません。

(3) 併合により減少する株主数

平成29年3月31日現在の当行株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりであります。

保有株式	株主数（割合）	所有株式数（割合）
2株未満	350 名（ 2.04%）	350 株（ 0.00%）
2株以上	16,766 名（ 97.96%）	625,265,992 株（100.00%）
合計	17,116 名（100.00%）	625,266,342 株（100.00%）

(注) 上記株主構成を前提として、株式併合を行った場合、2株未満の株式を所有されている株主様350名（所有株式数の合計350株）は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増し」又は「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社又は当行の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(4) 併合により1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき当行が一括して処分し、その代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、効力発生日（平成29年10月1日）をもって、株式併合の割合と同じ割合（2分の1）で発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	変更後の発行可能株式総数（平成29年10月1日付）
20億株	10億株

(6) 併合の条件

平成29年6月28日開催予定の第106期定時株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款一部変更

(1) 定款変更の理由

上記「1. 単元株式数の変更」及び「2. 株式併合」に伴うものです。

なお、本定款変更は、会社法第182条第2項及び第195条第1項の定めに基づき、株主総会における定款一部変更の決議を経ずに行います。

(2) 変更の内容

当行の定款は、上記「2. 株式併合」を内容とした株式の併合に関する議案が本定時株主総会において承認可決されることを条件に、平成29年10月1日をもって、以下のとおり変更されます。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第6条（発行可能株式総数）当銀行の発行可能株式総数は <u>20億株</u> とする。	第6条（発行可能株式総数）当銀行の発行可能株式総数は <u>10億株</u> とする。
第8条（単元株式数）当銀行の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	第8条（単元株式数）当銀行の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。

4. 主要日程

取締役会開催日	平成29年5月10日（本日）
本定時株主総会開催日	平成29年6月28日（予定）
本株式併合の効力発生日	平成29年10月1日（予定）
本単元株式数変更の効力発生日	平成29年10月1日（予定）
発行可能株式総数変更の効力発生日	平成29年10月1日（予定）
株主様宛株式併合割当通知の発送	平成29年10月下旬
端株処分代金の支払い開始	平成29年12月上旬

上記のとおり、単元株式数の変更及び本株式併合の効力発生日は平成29年10月1日ですが、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成29年9月27日です。

以上

添付資料：（ご参考）単元株式数の変更及び株式併合に関するQ & A

(ご参考) 単元株式数の変更及び株式併合に関するQ & A

Q 1 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A 1 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となる株式数を変更するものです。今回当行では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q 2 株式併合とはどのようなことですか。

A 2 株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少ない数の株式にすることです。今回当行では、平成29年10月1日をもって、2株を1株に併合いたします。

Q 3 単元株式数の変更と株式併合の目的は何ですか。

A 3 東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に、国内上場会社の普通株式の売買単位(単元株式数)を100株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。当行はこの取組みの趣旨を踏まえ、平成29年10月1日をもって、当行の単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。一方、当行の単元株式数を1,000株から100株に変更するに当たり、単元株式数の変更後においても全国証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準(5万円以上50万円未満)に調整することを目的として、2株を1株に併合することといたしました。

Q 4 所有株式数と議決権数はどうなりますか。

A 4 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記録された株式数に2分の1を乗じた株式数(1に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。)となります。また、議決権数は併合後のご所有株式100株につき1個となります。

具体的には、株式併合及び定款一部変更の効力発生の前後で、ご所有株式数及び議決権数は以下のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式
例	2,000株	2個	1,000株	10個	なし
例	1,225株	1個	612株	6個	0.5株
例	800株	なし	400株	4個	なし
例	152株	なし	76株	なし	なし
例	1株	なし	なし	なし	0.5株

株式併合の結果、1株に満たない端数株式(以下「端数株式」といいます。)が生じた場合(上記の例、のような場合)は、すべての端数株式を当行が一括して処分し、その処分代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いいたします。このお支払金額(端数株式相当分の処分代金)は、平成29年12月上旬にお送りすることを予定しております。

なお、効力発生前のご所有株式数が1株の場合(上記の例、のような場合)は、株式併合により、すべてのご所有株式数が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q 5 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

A 5 株式併合を実施しても、その前後で会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、理論上は、株主様ご所有の株式の資産価値に変動はありません。

株式併合後においては、ご所有の株式数は2分の1になる一方で、1株当たりの純資産額は2倍になります。株価につきましても、理論上は併合前の2倍になります。

Q 6 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受け取る配当金への影響はありますか。

A 6 当行は、配当目安テーブルを導入しておりますが、今回の株式併合に伴う見直しは現在検討中です。その詳細につきましては、後日改めてご報告させていただきます。

Q 7 株式併合によって所有株式数が減少しますが、株主優待への影響はありますか。

A 7 株主優待については、見直しの有無を含めて、現在検討中です。その詳細につきましては、後日改めてご報告させていただきます。

Q 8 株式併合後も単元未満株式の買増しや買取りをしてもらえますか。

A 8 株式併合の効力発生前と同様、市場での売買ができない単元未満株式を所有する株主様（上記Q 4の例、のような場合）は、単元未満株式の買増しや買取り制度をご利用いただけます。具体的なお手続きは、後記の当行株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q 9 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A 9 特段のお手続きの必要はございません。

なお、上記Q 4に記載のとおり、2株未満の株式については、株式併合により端数株式となるため、これを当行が一括して処分し、端数が生じた株主様に対し、その代金を端数の割合に応じてお支払いさせていただきます。

Q 10 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A 10 次のとおり予定しております。

平成29年6月28日 定時株主総会開催日

平成29年9月26日 現在の単元株式数（1,000株）での売買最終日

平成29年9月27日 当行株式の売買単位が100株に変更

平成29年10月1日 株式併合、単元株式数変更及び発行可能株式総数変更の効力発生日

平成29年10月下旬 株主様宛株式併合割当通知の発送

平成29年12月上旬 端数処分代金の支払い開始

【お問合せ先】 株主名簿管理人（特別口座の口座管理機関）

三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号

電話：0120-094-777（フリーダイヤル）

受付時間：9:00～17:00（土・日・祝日を除く）

以上